

17. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,294百万円)
平成30年度要求・要望額 3,252百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】1,842百万円(1,258百万円)

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの配置の増(5,047人→8,047人)
- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるように配置を拡充
 - 〔小中学校のための配置(5,000人→8,000人)〕
 - 〔高等学校のための配置(47人)〕
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

[目標] 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
H30:8,000人(H29:5,000人) (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

(2) 学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実

566百万円(322百万円)

(地域学校協働活動推進事業の一部)〔生涯学習政策局計上〕

〔補助率1/3〕〔補助事業者:都道府県・政令指定都市・中核市〕

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施するとともに、高校生支援を促進する。

(3,700箇所→4,700箇所)

(3) 高校生等の就職・就学支援等

○高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

131百万円(新規)

〔委託費〕〔委託事業者:都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等確立し、普及を図る。

(4) 要保護児童生徒援助費補助

713百万円(714百万円)

〔補助率1/2〕〔補助事業者:都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。一億総活躍社会の実現に向けて、国立学校や私立学校に対する就学援助の実施に関する働きかけや修学旅行費の単価の引き上げを行い、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)を実施

500百万円(556百万円)

〔補助率2/3〕〔補助事業者:都道府県〕

熊本地震で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消 100人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金の充実
- ・幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

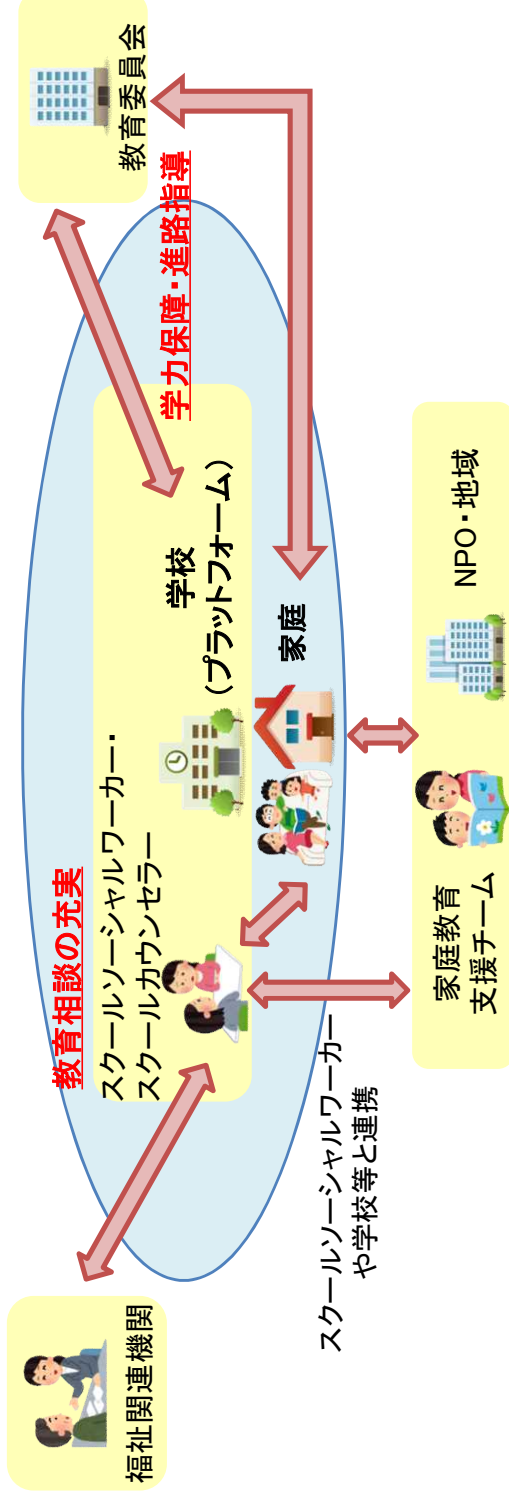
6,565百万円（6,198百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。



学校教育における学力保障・進路支援

■ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置 [29年度]200人 → [30年度要求]300人(+100人)

■ 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の普及・確立 【30年度要求:1.3億円の内数(新規)】

教育相談の充実

■ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充 【30年度要求:66億円(58億円)】【補助率1/3】

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○ 小学校、中学校、高等学校への配置【拡充】

[29年度]5,047人 → [30年度]8,047人(+3,000人、59%増)

○ 貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×3h)

[29年度]1,000人 → [30年度]1,000人

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

②スクールカウンセラーの配置拡充

○ 全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(17,500校)への配置

○ うち小中連携型配置【拡充】

[29年度]3,200中学校区 → [30年度]4,000中学校区

○ 貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×4h)

[29年度]1,000校 → [30年度]1,000校

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

※ ()内は、平成29年度予算額

| | | | |
|-------|------------|---|----------|
| [H29] | 中学校 3,200校 | → | 4,000校 |
| | 小学校 6,400校 | → | 8,000校 |
| | 計 | | 9,600校 |
| [H30] | | | |
| | 中学校 | | →4,000校 |
| | 小学校 | | →8,000校 |
| | 計 | | →12,000校 |

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

平成30年度概算要求額：1.3億円(新規)

◆概要◆

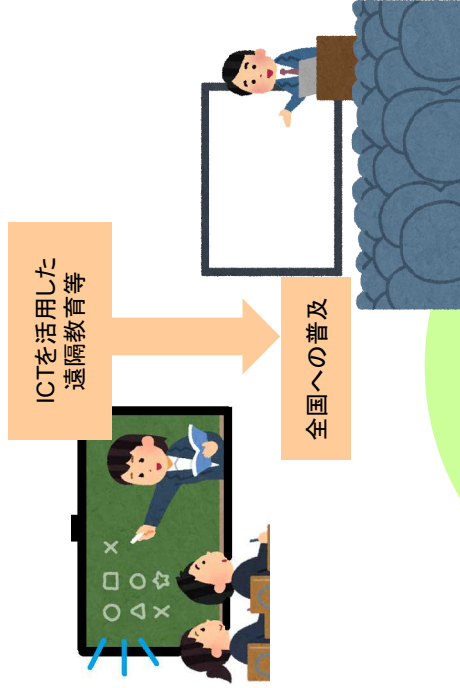
高等学校において、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

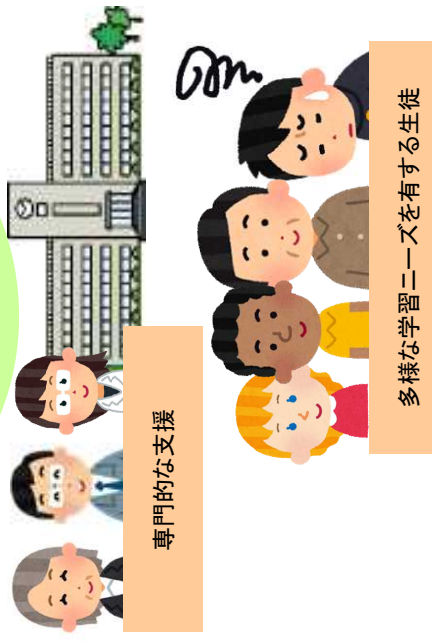


多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



義務教育段階の就学援助（概要）

平成30年度概算要求額 7.2億円（平成29年度予算額：7.2億円）

1 実施主体

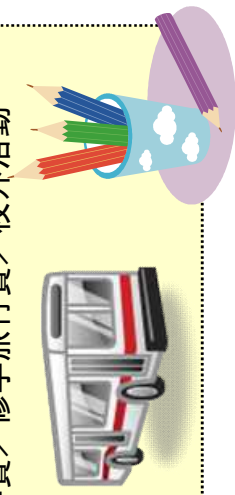
学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成26年度 約14万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成26年度 約135万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④平成30年度概算要求事項：
修学旅行費の単価引き上げ ①小学校：21,490→22,650円、②中学校：57,590→60,700円



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成30年度概算要求額 5億円（平成29年度予算 5.6億円）

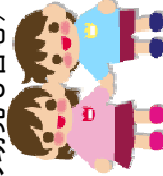
<事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

<具体的施策>

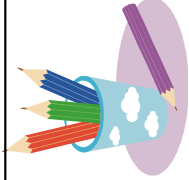
【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 2/3
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就学奨励事業等



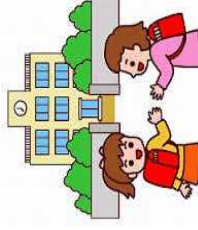
【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象経費) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



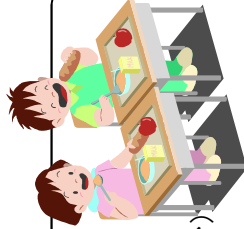
【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程：修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業

平成30年度概算要求額 66億円(前年度予算額 62億円)

【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

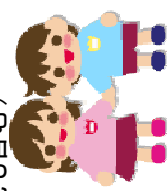
<参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来
の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
- 平成30年度概算要求においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成29年度と同様のスキームで実施。)

<具体的施策>

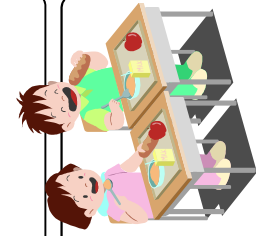
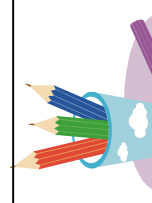
【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うこと
で、手厚い修学支援が可能



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程・修業年限1年以上
 - ・ 専修学校一般課程、各種学校・原則修業年限2年以上
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

18. 地域とともにある学校づくりの推進

(前年度予算額 390百万円)
平成30年度要求・要望額 487百万円

1. 要 旨

全ての公立学校が、地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールを推進・加速する。

また、学校現場における業務の適正化を強力に推進し、地域に信頼される学校としてのマネジメント機能を強化することにより、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人の能力を発揮できる環境整備を促進する。

2 内 容

(1) コミュニティ・スクール推進体制構築事業 178百万円 (162百万円)

「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。法改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域、各学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。(補助率：国1/3)

(2) 協働による地域とともにある学校づくりの推進【再掲】 28百万円 (31百万円)

・学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業 13百万円 (新規)

実施例の少ない校種等での導入方法や学校の業務改善への活用など、学校運営協議会の設置・拡充を促進するための調査研究を行う。(12市区町村)

・コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業 5百万円(5百万円)

コミュニティ・スクールの導入を検討する教育委員会や学校の教職員、地域住民等に対して、継続的できめ細かい助言・支援を行うコミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)を派遣する。(108箇所)

・地域とともにある学校づくり推進協議会等の開催 10百万円 (14百万円)

学校が地域と一体となって子供たちを育む、「地域とともにある学校づくり」の充実方策について、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の効果的な取組の事例発表等を通して、各地域における円滑かつ効果的な導入や取組の充実資する。(全国7会場)

(3) 自律的・組織的な学校運営体制の構築【再掲】 281百万円(197百万円)

・業務改善加速のための実践研究(30地域)

(業務改善に集中的に取り組むモデル自治体において、業務改善の加速及び教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係についての実践研究を実施)

・業務改善アドバイザーの派遣

・長時間勤務是正キャンペーンの実施

等

※「学校現場における業務改善加速事業」(309百万円(228百万円))には、上記(2)(3)を計上

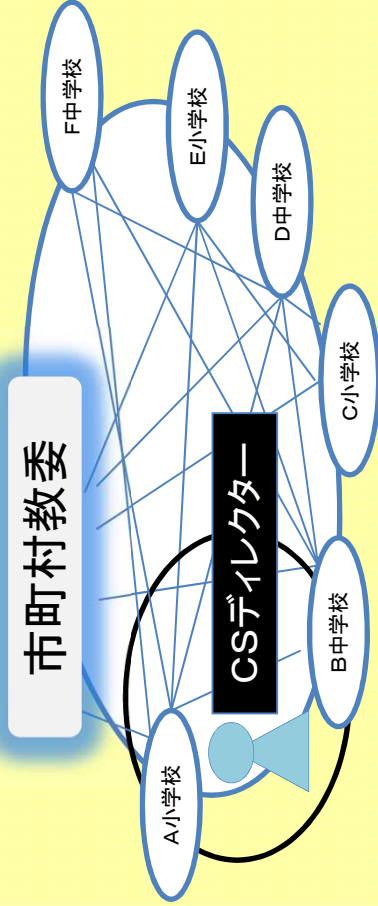
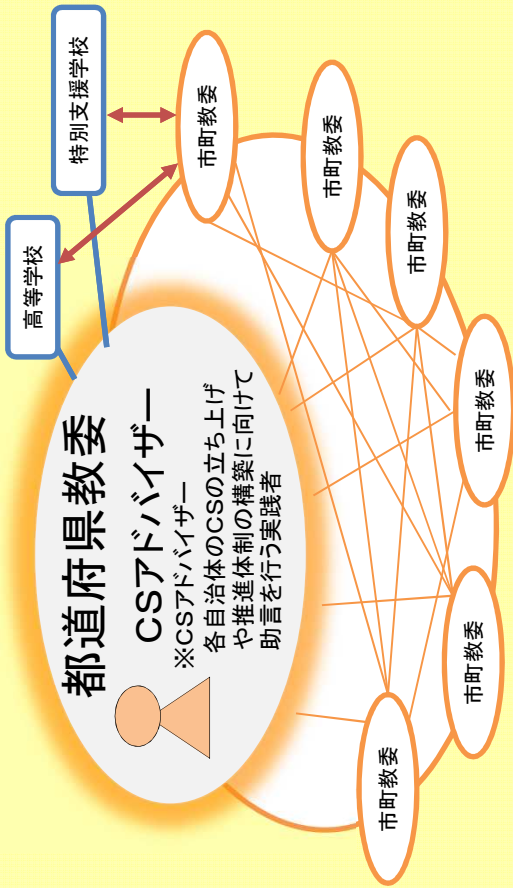
コミュニティ・スクール推進体制構築事業

平成30年度概算要求額 178百万円
平成29年度予算額 162百万円

補助率:国 1/3

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

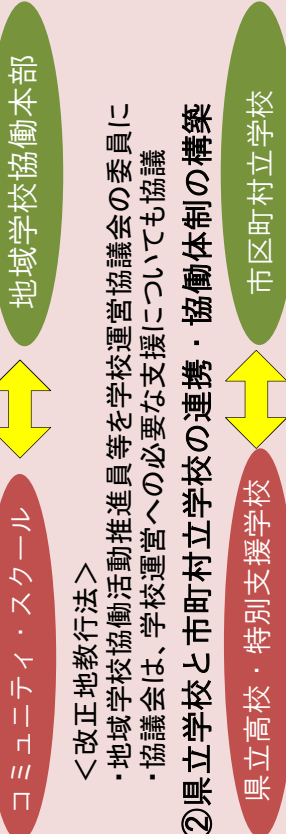
※「[学校を核とした地域力強化プラン]」の1メニュー。



※CSディレクター: 学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



＜改正地教行法＞
・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に
・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築

＜改正地教行法＞
・教育委員会に対して協議会設置が努力義務化(全ての公立学校が対象)
・管理職・事務職員マネジメント研修
・事務職員は事務をつかさどる
・教職員の任用に関する意見の柔軟化

＜47箇所＞

域内全ての学校においてCSの推進体制を構築

①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

・学校運営協議会連絡協議会の開催
(各学校の取組内容の共有)
・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

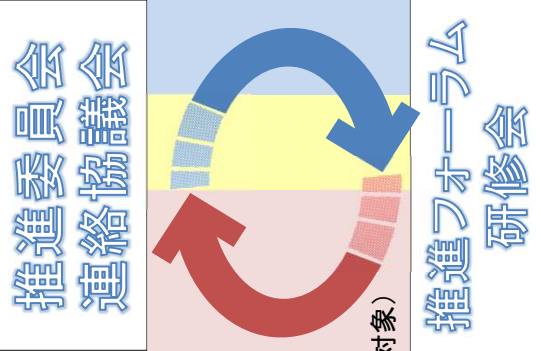
②「社会に開かれた教育課程」の構築

＜新学習指導要領＞全面实施に向けて
・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

・多くの当事者による「熟議」の実施
・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

＜760箇所＞



地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進するため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールの導入を目指す。コミュニティ・スクールの導入の促進を図るとともに、高校・特別支援学校や新しいタイプの学校における学校運営協議会の果たす役割と効果的な推進方策について研究等を行う。

コミュニティ・スクールの導入・促進

コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣制度 <5百万円>

コミュニティ・スクールの導入を始める教育委員会や学校、地域住民等に対して、継続的できめ細かい助言・支援を行うコミュニティ・スクール推進員(※)を派遣する。(36人)

※コミュニティ・スクールの実践経験がある元校長や教育長、学校運営協議会委員等に対して文部科学省が委嘱。



地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等説明会

コミュニティ・スクールの導入を始める自治体の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした個別説明会を開催し、文部科学省職員が制度についての理解促進や指導助言等を行い、制度導入を促す。

地域とともにある学校づくり

推進協議会の開催

<10百万円>

コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりの充実方策について、保護者・地域住民、学校関係者等を対象とした協議会(フォーラム)を開催し、先進的な取組を行う教育委員会等による事例発表などを通じて、取組の充実や普及を図る。(全国7会場)

これからの時代のコミュニティ・スクールに関する研究

(新規)学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業

<委託事業：13百万円(新規)>
 【都道府県・市区町村(12自治体)】

★地教行法の改正(H29.3) → 全ての公立学校について学校運営協議会設置の努力義務化

変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、これまで設置が少なかった学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働について、学校運営協議会の果たす役割や効果的な運営方法・推進方策等についての調査研究を行う。

- (例)・高等学校・特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの研究
 (防災の観点、共生社会の実現に向けた設置者の異なる学校同士の連携)
- ・小中一貫(義務教育学校)、中高一貫教育における学校運営協議会の役割
- ・業務改善につながる地域住民の学校へのかかわり方に関する研究
- ・再編・統合を控えた学校における学校運営協議会の役割

全ての校種でコミュニティ・スクールの導入が加速

共生社会の実現

大震災の教訓
 高校のコミュニティ

新しいタイプの学校
 ・義務教育学校
 ・中等教育学校



学校の業務改善

学校の再編・統合

学校運営協議会の果たす役割の研究

■教員自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備するため、業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域（30地域）を指定し、**業務改善の加速**及び**教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

- **重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置**
- 県としての業務改善ポリシシーの策定・指導助言
- 管理職等の意識改革のための研修の実施

- 取組のフォローアップ、成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

- 自治体の業務改善ポリシシーの策定
- **業務改善の取組の実施**
 - ・ 教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
 - ・ 部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・ 時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

エビデンスとして蓄積

- **勤務状況の改善の成果を分析**
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
- 成果を挙げたG Pを管下全域に波及

※国立・私立学校も対象

業務改善アドバイザーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言（30名程度）
- 先進モデルの横展開
- 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

- 長時間勤務は正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を醸成
- ・ マネジメントフォーラムの開催
 - ・ 各種広報媒体等による普及啓発
 - ・ 実践事例集の作成 等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

(※)「協働による地域とともにある学校づくりの推進」(平成30年度概算要求額(案)28百万円(平成29年度予算額31百万円))を含む。

19. 義務教育教科書の無償給与

| | |
|--------------|------------|
| (前年度予算額 | 41,608百万円) |
| 平成30年度要求・要望額 | 43,574百万円 |

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

平成30年度義務教育教科書購入費は、平成30年度から使用される小学校及び平成31年度から使用される中学校の「特別の教科 道徳」の教科書を無償給与するために、平成30年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約436億円を計上。

(1) 予算額等の推移

| 区 分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度(要求) |
|-------|----------|-------|-------|-------|----------|
| 予算額 | 413億円 | 412億円 | 411億円 | 416億円 | 436億円 |
| 定価改定率 | +0.2%(※) | +0.8% | +0.5% | ±0.0% | +0.1% |

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(2) 平成30年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース)

- ・ 小学校用教科書 3,781円 (教科書一冊あたり378円)
- ・ 中学校用教科書 4,949円 (教科書一冊あたり548円)

教科書無償給与制度について

～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

○予算額の推移

| 区分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30(要求) |
|-------|--------------|-------|-------|-------|---------|
| 予算額 | 413億円 | 412億円 | 411億円 | 416億円 | 436億円 |
| 定価改定率 | +0.2% (※) | +0.8% | +0.5% | ±0.0% | +0.1% |

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(参考) 平成30年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース)

・小学校用 3,781円 ・中学校用 4,949円

教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

(参考)

平成30年度文部科学関係概算要求 【東日本大震災復興特別会計分】

復興庁所管事業

就学支援 66億円

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.3億円
・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等事業 66億円
・震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 48億円

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 27億円
・スクールカウンセラー 約1,000人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 21億円
・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置(1,000人)

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 46億円

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業等 40億円
・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援
- 福島県教育復興推進事業 0.8億円
・避難指示解除等に伴い再開した小中学校等における魅力ある学校づくりを継続的に支援
- 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 3億円
・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援
- 放射線副読本の改訂・配布 2億円
・学校における放射線に関する教育の支援として副読本を改訂・配布

初等中等教育局関係合計 160億円